

第二十二期農業委員に任命され、農地部会に所属して早一年となりました。毎月開催される部会では農地に係る申請の審議や農政に関する諸問題を委員全員で協議し解決しております。また、毎年七月には担当地区内の耕作放棄地の調査を行っています。農業者の高齢化や農産物価格の低迷等さまざまな原因により増加傾向にあります。新居浜市の農業をより発展させていくためには、国をはじめとする行政部門と我々農業委員が知恵を出し合い、農業に魅力を感じてもらえる努力が必要だと思えます。例えば、農地中間管理事業の利用促進や現代の農業にそぐわない圃場の基盤整備事業を実施することによって、若い人が少しでも農業に魅力を感じて参入するようになれば、農業が活性化していくものと確信しております。

農業委員として、農家の皆様方との良好な関係を構築しながら新居浜市の農業発展のため、微力ながら頑張っておりますので今後ともよろしくお願いたします。



小野 春雄 委員

農業委員より活動報告

第二十二期農業委員会の農地部会に所属して、いろいろな思いの一年が過ぎました。

遊休農地や耕作放棄地の調査では、それらの件数や面積の多さ、また、阿島等の担当地域周辺の山間部が多く猪や猿の隠れ場所になっていることで、地権者の方もお話したところ、獣害の問題だけでなく高齢化問題、後継者不足、米価などの問題に苦慮しているとの悩みを聞くことができました。

選挙人名簿の確認については新任でもあることから、スムーズな活動が行えるよう各戸を訪ね、皆さんの農業に対する考えや思いを伺うことができ有意義なものとなりました。

無断転用小委員会においては、当事者が「知らなかった」という転用に関する認識不足があったことから、地域での雑談の合間をみて「農地転用には許可が必要」と皆さんにお知らせし、併せて農地法上の貸借、所有権移転がある場合にも現地を訪ね当事者とのコミュニケーションを図るよう努めました。また、景観形成作物の取組事業の草引きにも汗を流し、咲いたコスモスを子供たちに渡せるという嬉しい思いもいたしました。

これらの活動を通して、農業委員の果たす責任と役割の大きさを痛感し、これからの農業が様変わりしても地域に密着した前向きな活動を行っていくように思います。



寺尾 俊行 委員

農業委員会部会の紹介

新居浜市農業委員会では、毎月5日(変更する場合あり)に農地部会・農政部会を開催しています。

農地部会では、農地の貸し借り・売買及び転用許可などについて、適正かつ公正に審査しています。

農政部会では、様々な農政問題について協議・検討しています。

農地部会・農政部会ともに、傍聴することも可能です。



会長あいさつ



新居浜市農業委員会
会長
小野 輝雄

第二十二期農業委員の活動がスタートして、一年が過ぎました。今年、農業政策が大きな転換期を迎え、平成二十八年四月一日より農業委員会法の一部の改正の施行が決まり、農業委員の公選制の廃止、農業委員数の半減、それに伴い、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならぬなど、農業委員会組織・制度発足依頼の大改革を迎えることとなります。農地利用最適化の推進が重点化されており、耕作放棄地の発生防止・解消、担い手への農地利用集積に関する事が最大の使命となり、新居浜市農業委員会においても、改正農業委員会法の施行に向けて、その対応に迫られております。

また、意見の公表・建議の法令事務が削除になりましたが、改正農業委員会法では、関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出が適応となるため、農業委員一同が協力し、地域農業者の代表として、少しでも農家のためになるよう尽力して参りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

新農業委員紹介

議会推薦

平成二十七年五月十五日から、山本 健十郎 委員、加藤 喜三男 委員、近藤 司 委員が議会推薦の学識経験者として就任しました。



近藤 司
田の上
農政部会



加藤 喜三男
坂井町
農地部会



山本 健十郎
教生
農地部会

お疲れさまでした

藤田 豊 治さん (議会推薦)
大石 豪 さん (議会推薦)

農業委員の紹介

農業委員は、各地域における農家・農業者の代表です。御相談・御質問は各地域の農業委員までお気軽にご相談ください!

議席	氏名	住所	種別
1	篠原 浩司	船木	選挙
2	真木 増次郎	桜木町	学識
3	久枝 啓一	大生院	選挙
4	桑山 尚久	萩生	選挙
5	山本 健十郎	萩生	学識
6	村上 勝利	又野	選挙
7	藤田 幸正	垣生	選挙
8	小野 輝雄	沢津町	選挙
9	寺尾 俊行	多喜浜	選挙
10	小野 義尚	落神町	選挙
11	高橋 繁	松神子	選挙

議席	氏名	住所	種別
12	神野 賢二	船木	選挙
13	矢野 重明	船木	選挙
14	守谷 博明	上原	選挙
15	古川 一豊	寿町	選挙
16	秦 昭一	大生院	選挙
17	高橋 敬雄	外山町	選挙
18	曾我部 英敏	北内町	選挙
19	近藤 上	横水町	選挙
20	篠原 修	光明寺	選挙
21	加藤 喜三男	坂井町	学識
22	小野 春雄	角野新田町	選挙

議席	氏名	住所	種別
23	合田 有良	萩生	選挙
24	村尾 浩一	新須賀町	選挙
25	松木 忠夫	江口町	農協
26	高橋 征三	星原町	改良区
27	近藤 司	田の上	学識
28	岡部 正明	垣生	選挙
29	岡田 充	宇高町	選挙
30	加藤 武雄	政枝町	選挙
31	山下 元	庄内町	選挙
32	福田 満壽夫	萩生	農業共済

農地パトロールを実施しました

地元農業委員が農地の状況を調査

平成27年7月から9月の間、農地有効利用の推進を図っていくことを目的に農地パトロールを実施しました。

農地パトロールでは、遊休農地の把握・違反転用の早期発見などを調査の目的として、各地区の農業委員・農業委員会事務局職員・農林水産課職員・農地整備課職員で行いました。

パトロールによって確認した遊休農地について、農地の所有者や耕作者に今後の管理の意向を調査し、遊休農地解消に向けて活動に役立てます。

遊休農地現地調査集計結果

(調査期間：平成27年7月～平成27年9月)

支所	遊休農地		全農地に占める 遊休農地の割合
	筆数	面積 (㎡)	
1 本所	32	21,061	2.57%
2 高津	8	8,263	0.97%
3 垣生	51	34,657	4.45%
4 神郷	64	41,398	2.96%
5 多喜浜	171	131,032	11.88%
6 船木	212	120,185	6.63%
7 角野	14	12,562	1.23%
8 泉川	38	19,681	1.37%
9 中萩	138	91,724	3.87%
10 大生院	69	57,103	4.21%
11 大島	270	123,525	16.95%
12 別子山	67	68,701	8.89%
合計	1,134	729,892	5.05%



委員報告

先進地視察研修

日時・平成二十七年五月十二日～十三日

研修先・広島県東広島市

農事組合法人「さだしげ」

広島県広島市

J A 交流ひろば「とれたて元気市」

農事組合法人「さだしげ」

農事組合法人「さだしげ」は、平成十三年に、組合員三十九人、集積面積約二十五ヘクタールで設立されました。「こだわりの米作りの里」として、お米の生産、販売などを実施しています。また、消費者との交流会（田植え、稲刈り、シイタケの駒打ちなど）も行われています。

《研修をうけての委員の意見》

◇農道の管理、農道法面への芝桜の植栽、ため池の点検・草刈り、子ども会との活動など、住民が全員で助け合いながら活動しており、勉強になりました。

◇鳥獣被害対策として、全地域を囲う防護さくの設定は、作業効率安全対策に、非常に効果があると思えました。

◇東広島市内の五つの集落法人で組織する農業機械共同利用組織があり、稲作機械を共同利用しコスト削減になっており、熱心に取組んでいる地域だと感じました。



代表理事 畝 啓一郎さんの説明を受けました。

J A 交流ひろば「とれたて元気市」

◇J A 交流ひろば「とれたて元気市」は、平成十三年十月に、広島県内J A による地産地消運動の実践の場として、J A 全農ひろしまが運営主体となり開業されました。広島県産の農畜産物と加工品（広島県産の原材料）を基本に据えた品揃えで「とことん広島産」で地産地消のお店です。

耕作放棄地解消を目的に新居浜市とJ A 新居浜市が一体となって、大型トラクタ一等の機械を導入しました。

利用料

- ① フレールモアによる草刈作業 (10a当り) **8,000円**
- ② ロータリーによる耕起作業 (10a当り) **10,000円**
- ③ 上記①と②の作業をセットで申し込みした場合 (10a当り) **16,000円**

なお、面積や形状、また場所等によって利用できない場合もあります。

問い合わせ先

J A 新居浜市 経済事業部
☎41-5701

《研修をうけての委員の意見》

◇生産者向けに「元気市ニュース」を農協を通じて、週一回発行（商品の価格や出荷など）、消費者向けに「とれたて元気市通信」を新聞折り込み月に一回発行（イベントや生産者紹介など）集客活動を重点に展開し、売上げが伸びており、非常に良い取組だと思いました。

◇生産者が搬入した時に、商品の外観、品質を必ず目視し確認しており、店内の商品はどれをとっても美しい商品がそろっており、熱意・誠意が伝わりました。

◇青果物は、低農薬を行い品質の安定に努力しているとのことだが、気象条件等により登録農家の出荷量が少ない場合もあり、その際には店頭にお知らせを提示して、広島県内農家から協力いただいた商品に元気市プラスの表示をして販売し、地産地消に力を入れていることが理解できました。



「とれたて元気市」は、平日にもかかわらず大盛況でした。

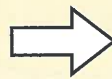
農業生産法人関係

- 農業生産法人という呼称を農地所有適格法人に改める。
- 役員が農作業従事要件の緩和
 - ・役員及び農林水産省で定める使用人のうち1名以上の者が、農作業に従事すればよい。
- 議決権要件の緩和
 - ・農業者以外の者の議決権が総議決権の2分の1未満までで可能とする。

改正農業委員会法の主な内容

農業委員の選出方法の見直し

- 市長の選任制
- 過半が認定農業者⇒例外基準 農林水産省令
- 利害関係のない者が1名以上
- 年齢、性別等に著しい偏りがないよう配慮
- 委員数を半分程度に縮減⇒定数基準 政令



※毎年行っていた農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の調査・提出がなくなりました。

農地利用最適化推進委員の新設

- 農地利用最適化に向けた推進活動を実施
- 農業委員会が区域ごとに委嘱
 - ⇒ 委嘱の例外基準 政令
 - ⇒ 定数基準 政令

農地基本台帳調査協力をお願い

農地基本台帳調査として

1. 世帯員及び就業状況
2. 農機具の保有状況
3. 主な販売収入
4. 借受等の意向について など

農業委員が12月(未定)から、お伺いするようになりましたので、ご協力の方をよろしくお願いいたします。

問い合わせ先

農業委員会事務局(市役所5階)
☎65-1313(直通)

全国農業新聞を購読しましょう!

「農地を守り担い手を応援する専門紙」
農業経営、暮らしに役立つ情報満載

発行日 毎週金曜日
購読料 月額 700円
(消費税込み)



購読のお申込はお近くの農業委員又は農業委員会事務局までお問い合わせください。

改正農地法・農業委員会法について

～農業委員会組織・制度が大きく変わります～

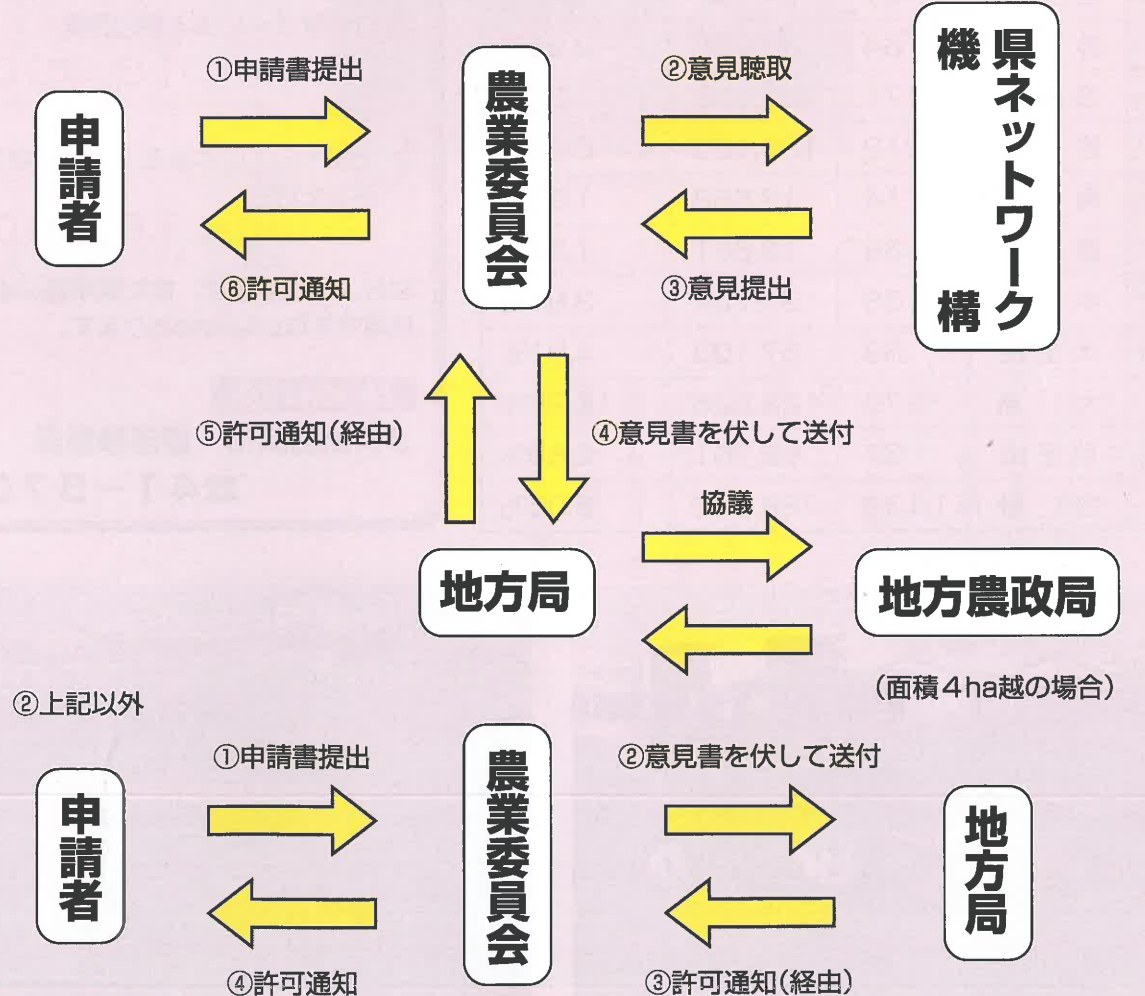
農地法・農業委員会法の一部を改正する法案が、平成27年9月4日に公布され、平成28年4月1日から施行されます。

改正農業委員会法は、農地利用最適化の推進が重点化されており、耕作放棄地の発生防止・解消、担い手への農地利用集積に関する事を農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、行うこととなります。

改正農地法の主な内容

農地転用関係

- 30a超及び30a以下でも必要があると認める場合は、あらかじめ県ネットワーク機構の意見を聞かなければならない。
- ①30a超及び30a以下でも必要があると認める場合



鳥獣害対策用の 電気さくに関する 注意喚起について

電気さくを設置される場合は、以下の事項を守り適正な感電防止対策を行ってください。

- ① 電気さく設置場所には、周囲の人が容易に視認できる位置や間隔、見やすい文字で危険表示を行うこと。
- ② 感電により人に危険を及ぼす恐れのないように出力電流が制限される電気さく用電源装置を使用すること。
- ③ 電気さく用電源装置が使用電圧 30 ボルト以上の電源から電気の供給を受ける場合、人が容易に立ち入る場所に電気さくを設置するときは、危険防止のために、15 ミリアンペア以上の漏電が起こったときに、0.1 秒以内に電気を遮断する漏電遮断器を設置すること。
- ④ 容易に開閉できる箇所に、専用の開閉器（スイッチ）を設置すること。



電気さくをみかけたら、むやみに触れたり、幼児などが近づかないようにご注意ください。

農林水産課よりお知らせ

就農希望者等を対象とした「就農相談会」を毎年 2 月に開催いたしております。詳細は市政だより 2 月号等でご案内いたしますので、農業に興味のある方のご参加をお待ちしております。

青年就農給付金事業が開始されております。原則 4 5 歳未満で農業を始められる方等が対象（その他要件あり）です。受給を希望される方はご相談ください。

認定農業者になりませんか？

認定農業者制度は、農業経営の改善（所得の向上）に向けた取組を行うための自らの創意工夫に基づいた意欲的な計画を市が認定します。認定農業者を希望される方はご相談ください。

問い合わせ先 農林水産課 農政係（市役所 4 階） ☎65-1262（直通）

農業者年金

積立方式の「確定拠出型」



少子高齢化時代に強い年金。年金資産は安全性重視で運用

- ・少子高齢化時代！ 老後生活への備えは十分ですか？
- ・農業者年金は積立金と運用益で受け取る年金額が決まる。
- ・制度の安定性が損なわれない、**農業者年金**は安心です。

他にもこんな特徴が

ライフステージごとに 支払い額が変更できます

なにかと出費のある子育て期間は保険料を少なく、経営が安定したら増やして老後に備える。農業者年金は、保険料を 2 万円から 1,000 円単位で設定でき、いつでも見直しができます。

入口から出口まで 税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象。運用益は非課税。将来受け取る年金には、公的年金等控除の適用あり、まさに入口から出口までの優遇措置があります。

終身年金。80 歳までにお 亡くなりになった場合、死 亡一時金があります

老後はお金の心配をせずに暮らしたい。しかし、予測不能な経済変動や思わぬケガや病気もあります。豊かな老後生活のためには、**老後の生活費は自分で準備**する必要があります。農業者の皆様も、メリットがたくさんある**農業者年金に加入**して安心で豊かな老後を迎えましょう。



農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額（年額）の試算～

加入年齢	納付期間	運用利回り 2.5% の場合		運用利回り 3% の場合	
		男性	女性	男性	女性
20 歳	40 年	81 万円	69 万円	89 万円	76 万円
30 歳	30 年	54 万円	46 万円	58 万円	49 万円
40 歳	20 年	32 万円	27 万円	34 万円	28 万円
50 歳	10 年	14 万円	12 万円	15 万円	12 万円

※この試算は、通常加入で保険料月額 2 万円で加入し、65 歳までの運用利回りが 2.5% 及び 3%、65 歳以降の予定利率が 0.75% となった場合の試算です。
 ※運用利回りは、加入後の経済変動などにより上下します。制度発足以降の 12 年間（H25 年まで）の運用利回りの平均は、年率 2.53% です。
 ※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、平成 27 年度は 0.75% となっています。
 ※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

農地転用許可制度

農地を転用したり、転用のために農地を売買等する場合には、原則として県知事の許可を受けなければなりません。また、許可後において転用目的を変更する場合等には、事業計画の変更等の手続きを行う必要があります。

この許可を受けないで無断で農地を転用した場合や、転用許可の条件どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、罰則の対象となります。

違反した場合には、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があり、違反者に対しては、3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）の罰則規定があります。

農地の転用には、次の2つがあります。

- ① 農地の権利移動を伴わない転用（農地法第4条）
- ② 農地の権利移動を伴う転用（農地法第5条）

農地転用の許可基準には、立地基準（農地区分）と一般基準があります。



「農地転用許可制度のあらまし」から転写

立地基準（農地区分）は次のとおりです。

農地区分	要件	許可の方針
農用地区域内農地	市町が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可
第1種農地 ・船木地区の一部 ・大生院地区の一部	集団農地（10ha以上） 農業公共投資対農地 生産力の高い農地	原則不許可 （ただし、例外規定あり）
第2種農地	生産性の低い小集団の農地 市街地として発展する可能性のある農地	第3種農地に立地困難な場合等に許可
第3種農地	市街地化の傾向が著しい区域にある農地	原則許可

農用地区域内農地に該当するか否かについては、農林水産課（☎65-1262）まで、それ以外の農地については、農業委員会事務局（☎65-1313）までご確認ください。

安心できる農地の貸し借りについて

～利用権設定等促進事業について～

この事業の特徴

新居浜市では、貸し借りなどによって認定農業者等の意欲ある農家に農地を集積し、生産性を高めるために、利用権の設定を促進しております。

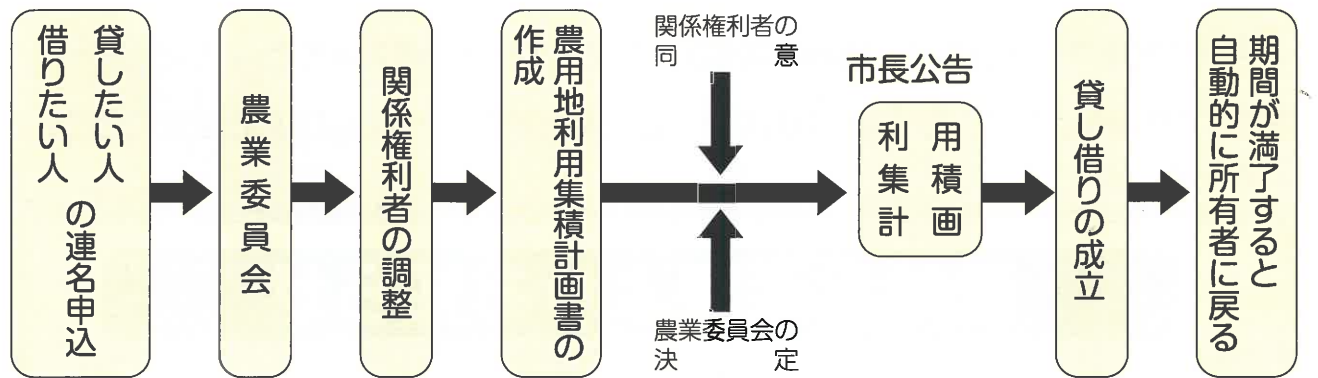
利用権設定で貸し借りなどを行う場合は、農地法の手続きを行う必要はなく、農家の申込に基づいて、農業委員会が「農用地利用集積計画」を作成し、市が公告するという仕組みで、関係当事者は安心して貸し借りが出来ます。

手続きについて

農地を貸したい人と借りたい人は、随時、申請受付を行っておりますので、農業委員会へ申し出てください。

申請書については、新居浜市農業委員会HPにてダウンロードできますのでご利用ください。

*なお、新居浜市が農業委員会の審査・決定に基づき、「農用地利用集積計画」を公告すれば契約が成立します。



審査のポイント

利用権の設定における審査基準は、借り人が次の要件の全部を満たしていることです。

- 1 農業によって自立しようとする意欲と能力を有すること
- 2 農地のすべてを効率的に利用すること
- 3 農作業に常時従事すること（年間150日以上）
- 4 利用権設定後の面積が3,000㎡以上あること